第３号様式（第８条関係）

開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度

ゼロエネルギーハウス等導入補助金に係る誓約書

　開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度ゼロエネルギーハウス等導入補助金の重点対策加速化補助金の申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度ゼロエネルギーハウス等導入補助金交付要綱第14条に基づき交付決定の取消し、又は返納となる可能性があることについて承知いたしました。

１．国及び国の委託を受けた団体から本件に係る補助金を受けないこと。

２．固定価格買取制度、ＦＩＰ制度を活用しないこと。

３．開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度ゼロエネルギーハウス等導入補助金稼働状況報告書（第13号様式）を遅滞なく提出すること。

４．太陽光発電については、法定耐用年数（17年）を超えて使用すること。

５．反社会的勢力に提供しないこと。

令和　　年　　月　　日

開成町長　様

申請者

住所

氏名（自署）

第４号様式（第８条関係）

**開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度**

**ゼロエネルギーハウス等導入補助金に係る**

**太陽光発電設備の国基準適合確認書**

**年 　月　 日**

**開成町長　様**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **施工業者** | **所在地** |  |
| **社　名**  **代表者名** | **㊞** |
| **電話番号** |  |
| **担当者名** |  |

**次のとおり交付申請の対象家屋に設置する太陽光発電設備が国の基準を満たしていることを確認しました。**

|  |  |
| --- | --- |
| **補助金申請者** | |
| **住所** | **開成町** |
| **氏名** |  |

**確認事項**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 国基準等 | | 確認欄  (○をつける) | 備考欄 |
| **１** | **太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行う設備である。** | |  |  |
| **２** | **太陽電池モジュールが、適合している規格等** | **国際電気標準会議の規格又は日本工業規格** |  |  |
| **一財）電気安全環境研究所の認証** |  |  |
| **一社）太陽光発電協会ＪＰＥＡ代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされている** |  |  |
| **３** | **太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合は、系列ごとに当該値を合計した数値）が10キロワット未満のものである。** | |  |  |
| **４** | **ＨＥＭＳと連動している設備である。** | |  |  |
| **５** | **設備で発電した電力量の３割以上は自家消費する。** | |  | **自家消費率　　％** |
| **６** | **電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない。** | |  |  |
| **７** | **固定価格買取制度又はＦＩＰ制度を利用しない。** | |  |  |
| **８** | **売電を行う場合は余剰買取方式によること（全量買取方式は対象外）。** | |  |  |
| **９** | **接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力する。** | |  |  |
| 10 | **発電により生じた環境価値は全て申請者に帰属させること。** | |  |  |
| 11 | **設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。** | |  |  |
| 12 | **防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。** | |  |  |
| 13 | **設備を処分する際は、関係法令の規定を遵守すること。** | |  |  |
| 14 | **(ＰＰＡの場合)**  **ＰＰＡ事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。※** | |  |  |
| 15 | **(リースの場合)**  **リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。** | |  |  |

※ **ただし、神奈川県内に本社を有するＰＰＡ事業者の場合は、控除額を交付金額相当分の９／10 とすることができる。**

第５号様式（第８条関係）

**開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度**

**ゼロエネルギーハウス等導入補助金太陽光発電自家消費率計算書**

**（設計段階）**

**年 　月　 日**

**開成町長　様**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **施工業者** | **所在地** |  |
| **社　名**  **代表者名** | **㊞** |
| **電話番号** |  |
| **担当者名** |  |

**次（別添）のとおり交付申請の対象家屋に設置する太陽光発電設備の自家消費率を算出しました。**

|  |  |
| --- | --- |
| **補助金申請者** | |
| **住所** | **開成町** |
| **氏名** |  |

○太陽光発電積載量　　　　　　ｋＷ

○年間発電予想量　　　　　　　ｋＷｈ・・・①

　　積算根拠：

○年間自家消費予想量　　　　　ｋＷｈ・・・②

（居住者数　　　人、蓄電池：有・無、ＥＶ：有・無）

　　　　積算根拠：

◎自家消費率

②／①×100＝　　　　％　　←30％を超えない場合は補助の対象外

第６号様式（第８条関係）　　　　　　（ＰＰＡで太陽光発電設備を設置する場合のみ）

**開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度**

**ゼロエネルギーハウス等導入補助金**

**太陽光発電設備に係るＰＰＡサービス料金控除証明書**

**年 　月　 日**

**開成町長　様**

|  |  |
| --- | --- |
| **ＰＰＡ事業者** | |
| **所在地** |  |
| **社　名**  **代表者名** | **㊞** |
| **電話番号** |  |

**対象家屋に設置する太陽光発電設備について、次のとおりＰＰＡサービス料金から補助額を控除します。**

|  |  |
| --- | --- |
| **対象家屋所在地** | **開成町** |
| **契約(予定)者氏名** |  |
| **サービス料金（ｋＷｈあたり）**  ※料金が２回建以上となる場合は、  別紙添付により示すこと | **円／ｋＷｈ** |
| **所有権移転の時期** | **年　　月** |
| **控除額（月額）…①** | **円／月** |
| **控除期間…②** | **年　　月　　日～　　年　　月　　日**  **（　　　年　　カ月間）** |
| **総控除額（①×②の月数）…③** | **円** |
| **太陽光発電に係る交付申請額**  **（7万円/ｋW）…④** | **円** |
| **控除率(③/④)** | **％** |
| **備考** |  |

第７号様式（第８条関係）　　　　　　（リースで太陽光発電設備を設置する場合のみ）

**開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度**

**ゼロエネルギーハウス等導入補助金**

**太陽光発電設備に係るリース料金控除等証明書**

**年 　月　 日**

**開成町長　様**

|  |  |
| --- | --- |
| **リース事業者** | |
| **所在地** |  |
| **社　名**  **代表者名** | **㊞** |
| **電話番号** |  |

**対象家屋に設置する太陽光発電設備について、次のとおりリース料金から補助額を控除します。**

|  |  |
| --- | --- |
| **対象家屋所在地** | **開成町** |
| **契約(予定)者氏名** |  |
| **リース料金（月額）**  ※料金が２階建て以上や月額以外となる場合は、別紙添付により示すこと | **円／月** |
| **リース期間** | **年　　月　　日～　　年　　月　　日**  **（　　　年　　カ月間）…Ａ** |
| **法定耐用年数（17年）より**  **リース期間(Ａ)が短い場合** | **□　所有権移転ファイナンスリース取引**  **□　再リース**  **※上記であることがわかる書類または誓約書（任意様式）を添付すること** |
| **控除額（月額）…①** | **円／月** |
| **控除期間…②** | **年　　月　　日～　　年　　月　　日**  **（　　　年　　カ月間）** |
| **総控除額（①×②の月数）…③** | **円** |
| **太陽光発電に係る交付申請額**  **（7万円/ｋW）…④** | **円** |
| **備考** |  |

第８号様式（第８条関係）

**開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度**

**ゼロエネルギーハウス等導入補助金蓄電池に係る国基準適合確認書**

**年 　月　 日**

**開成町長　様**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **施工業者** | **所在地** |  |
| **社　名**  **代表者名** | **㊞** |
| **電話番号** |  |
| **担当者名** |  |

**次のとおり交付申請の対象家屋に設置する蓄電池が国の基準を満たしていることを確認しました。**

|  |  |
| --- | --- |
| **補助金申請者** | |
| **住所** | **開成町** |
| **氏名** |  |

**確認事項**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 国基準等 | | 確認欄  (○をつける) | 備考欄 |
| **１** | **原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした4,800Ah・セル未満の設備である。** | |  |  |
| **２** | **停電時のみに利用する非常用予備電源ではない** | |  |  |
| **３** | **蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。なお、初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用すること。** | |  |  |
| **４** | **システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。** | |  |  |
| **５** | **費用（機器、付属品及び工事に係る費用。税抜き）を蓄電容量（ｋＷｈ）で除した金額が15.5万円/ｋＷｈ未満であること。なお、蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。** | |  | **●費用：**  **円…①**  **●蓄電池容量：　　　　ｋＷｈ…②** |
| **６** | **性能表示基準として、初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、右記の表示がなされていること。** | ア）初期実効容量  製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法：一社）日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」による） |  |  |
| イ）定格出力  認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MW のいずれかとする。 |  |  |
| ウ）出力可能時間の例示  複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示されている。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。  購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、１分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、５分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MW のいずれかとする。 |  |  |
| エ）保有期間  交付金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者へ注意喚起を行うこと。 |  |  |
| オ）廃棄方法  使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。 |  |  |
| カ）アフターサービス  国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。 |  |  |
| **７** | **蓄電池部安全基準は次の右記に掲げるとおりとする。** | リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-２」に準拠したものであること。ただし、平成28年３月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一社）電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-２」と同等の規格を満足した製品であるとみなすものとする。 |  |  |
| リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成26年４月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。 |  |  |
| **８** | **蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）は、蓄電システム部が「JIS C4412-１」又は「JISC4412-２」に準拠したものであることとし、「JIS C4412-２」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。ただし、平成28年３月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-１」又は「JIS C4412-２」と同等の規格を満足した製品であるとみなすものとする。** | |  |  |
| **９** | **震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）は、電気用品安全法国内登録検査機関かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）である第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。** | |  |  |
| **10** | **メーカー保証（メーカー保証期間内の補償費用は無償であること。メーカー保証のほか、蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者による保証も対象とし、販売店等の当該機器製造事業者以外の保証は対象外とする。）及びサイクル試験による性能の双方が10 年以上の蓄電システムであること。** | |  |  |
| 11 | **(ＰＰＡの場合)**  **ＰＰＡ事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。※** | |  |  |
| 12 | **(リースの場合)**  **リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。** | |  |  |

※ **ただし、神奈川県内に本社を有するＰＰＡ事業者の場合は、控除額を交付金額相当分の９／10 とすることができる。**

第９号様式（第８条関係）

**開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度**

**ゼロエネルギーハウス等導入補助金**

**ＣＬＴに係る国基準適合確認書**

**年 　月　 日**

**開成町長　様**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **施工業者** | **所在地** |  |
| **社　名**  **代表者名** | **㊞** |
| **電話番号** |  |
| **担当者名** |  |

**次のとおり交付申請の対象家屋に設置するＣＬＴが国の基準を満たしていることを確認しました。**

|  |  |
| --- | --- |
| **補助金申請者** | |
| **住所** | **開成町** |
| **氏名** |  |

**確認事項**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 国基準等 | 確認欄  (○をつける) | 備考欄 |
| **１** | **交付対象住宅への導入箇所は、構造耐久力上主要な部分のうち、壁、床版又は屋根版に面的に使用されていること（ＣＬＴを仕上材の一部、又は化粧材や柱等へ使用する場合は、当該部材は補助の対象外となる）。** |  |  |
| **２** | **交付対象住宅におけるＣＬＴ総使用量は、延べ面積で除した単位面積あたりの当該ＣＬＴの使用量が0.1㎥／㎡以上であること。** |  | ・CLT総使用量  　㎥  ・延べ面積　　　㎡ |
| **３** | **国内製品においては、ＪＡＳ 認定工場で製造されたＪＡＳ 製品であること。** |  |  |
| **４** | **枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、「枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成29年国土交通省告示第1540号）」に準拠すること。** |  |  |